

子どもを共に育む京都市民憲章の実践を推進する条例（仮称）  
 骨子案に対する主な市民からの御意見と御意見に対する考え方 **概要版**

この度のパブリックコメント募集に対し、253名の市民の皆様から、計371件の御意見をいただきました。

## 1 条例の目的(25件)

市民の皆様の御意見の主な内容	左記御意見に対する検討委員会の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもが安心して生活ができるよう、条例化に賛成。</li> <li>条例化により憲章が広く浸透することを祈る。</li> <li>各々が何をなすべきか明確になってよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>憲章の実践推進に、協力をお願いする。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>このような自然な営みを条例にすることを哀しく思う。</li> <li>条例で縛りをかける必要があるのか疑問。</li> <li>憲章だけで取組を推進すればよい。</li> <li>個人による自助や地域での共助は、自発的なものであり、条例で規定すべきでない。</li> <li>規制のない条例では実効性がない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>憲章に基づいて、市民による自主的で自発的な行動の輪が広がるのが大切だが、憲章制定から4年近くが経過した現在も、子育ての孤立感、児童虐待等、子どもを取り巻く環境は大変厳しい状況にある。</li> <li>そこで、条例に盛り込むべき内容について、行政等の環境整備だけでなく、市民の実践行動についても規定し、各主体の実践行動を推進する。さらに、毎年度、身近でより具体的な実践目標や取組を「行動指針」として提案している。また、児童虐待、児童ポルノ、インターネット不適切利用対策等の緊急課題については、条例施行後3年を目途に、本市独自の規制も含めた対応策を継続的に検討することとしている。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもの権利条約を周知し、その為の施策を考えた方が良い。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>憲章自体、子どもの権利条約も踏まえて制定されたもの。条例骨子案にも、「子どもの参画、命・安全を脅かす問題への対策等」に努める旨、規定している。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「子ども」は憲章において受け身なだけか。中学生、高校生となるともっと自主的に憲章に参加する一人の市民になれるはず。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>この条例は、大人として子どものために何ができるかという行動規範である憲章を推進するものだが、中高生等も発達段階に応じて憲章を実践してもらいたい。</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども達に制限を与える内容ばかりに見える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもたちの安心・安全のための大人の責務や努力義務を定めるものである。</li> </ul>

## 2 用語の定義(9件)

市民の皆様の御意見の主な内容	左記御意見に対する検討委員会の考え方
[子ども] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 20歳までにすべき。</li> <li>・ 15歳以下・義務教育終了までとすべき。</li> <li>・ 年齢でなく、社会的適応能力で決めるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童福祉法等を踏まえ、「18歳未満」を基準としつつ、「おおむね」として柔軟な対応を可能としている。</li> </ul>
[育ち学ぶ施設] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「育ち学ぶ」は、「子ども」又は「児童」でいい。</li> <li>・ わかりやすい表現である。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校、児童福祉施設等を併せ、「育ち学ぶ施設」と定義している。</li> </ul>

## 3 実践主体の主な責務(14件)

市民の皆様の御意見の主な内容	左記御意見に対する検討委員会の考え方
[保護者] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親の意識がまず第一だと思う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親として育ち学べる取組に積極的に参加することが大切。</li> </ul>
[本市] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市は子育て支援を第一に取り組む決意を入れるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 条例によって、子育て支援を一層推進することを示すことは大切。</li> </ul>
[観光旅行者等] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光旅行者に責務を求めることはなじまない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 観光旅行者等にも、責務というよりも、各人の立場に応じて役割を担っていただくことが大切。</li> </ul>

## 4 憲章の実践方策(75件)

市民の皆様の御意見の主な内容	左記御意見に対する検討委員会の考え方
[子どもの存在を尊重し、かけがえない命を守るために] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どものためを思うなら、子どもの意見を聞いてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の条例骨子案への意見募集に対しても、多くの子どもたちから意見をいただいた。</li> </ul>
[子どもから信頼され、模範となる行動に努めるために] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大人も子どももマナーが大事。</li> <li>・ 大人が良い見本を見せられるような社会にしないといけない。</li> <li>・ 何をしたいのか、具体的にわからない。</li> <li>・ 公の秩序や善良な風俗に反する行為は、「慎む」ではなく「しない」とすべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大人が子どもの模範となる行動を実践できるよう、御協力をお願いする。具体的な実践目標や取組は、今後、毎年度の「行動指針」として定めることとしている。</li> <li>・ ご指摘の表現のほうが適切と思います。</li> </ul>
[子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めるために] <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親になってからの親教育は遅い。</li> <li>・ 子どもの育ちに加え、親の育ちも急務。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者や今後親になる世代の人に、「親支援プログラム」等、親として育ち学べる取組への参加に努め、本市は、取組の推進等を支援するとしている。</li> </ul>

<p>〔子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にするために〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 夜勤の親には、早寝・早起き等習慣づけられない。家庭の状況を個々に知るべき。</li> <li>・ 親の就労状況を整えることが重要。企業にも訴えかける内容が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 各実践主体が保護者に協力し、支援を要する家庭には支援策を講じることとしている。</li> <li>・ 事業者は労働環境整備に取り組み、本市は事業者の理解の促進、保育サービスの充実策等を講じるとしている。</li> </ul>
<p>〔子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げるために〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの成長を地域で見守ることが大事。</li> <li>・ 大人と子どもが触れ合う機会を作るべき。</li> <li>・ 保護者が地域の一員との自覚を持つよう、学校の働きも大切。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 保護者・地域は協力して見守り活動を推進し、育ち学ぶ施設は地域の子育て支援の拠点としての役割を果たし、事業者・市はこれら地域活動を支援することとしている。</li> </ul>
<p>〔子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先するために〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親子共に忙しく会話の時間もない。会社での家族の日の設定等、社会全体で取り組んでほしい。</li> <li>・ 人の心を弄ぶような商品の売り方に規制を。</li> <li>・ 子どもが自然に触れ合っ、安心して遊べる場所が少ない。</li> <li>・ 「市民と協力して子どもの健やかな成長を脅かす社会環境の改善に努める」の具体例を。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「仕事と生活の調和」の推進が重要。事業者は労働環境を整備する取組を行い、市は事業者の理解の促進等を図るとしている。</li> <li>・ 事業者は子どもの健やかな成長を脅かす商品を子どもに提供しないよう努めることとしている。</li> <li>・ 自然環境を生かした、子どもの遊びや市民相互の交流ができる場の提供に努めるとしている。</li> <li>・ インターネット不適切使用、電子・映像メディア依存、有害図書類・玩具・ゲーム・広告物、深夜外出等への対策がある。</li> </ul>
<p>〔その他〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実践方策について過不足がないか、継続的に検討が必要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実践方策は憲章の行動理念を実践する基本的な方策とし、より具体的な取組は「行動指針」として定める。また、施行後の状況や環境の変化等を勘案し、必要に応じて条例を見直すことも考えられる。</li> </ul>

## 5 緊急に取り組むべき実践方策(計136件)

### ① 子どもの命や安全を脅かす問題への対策(81件)

市民の皆様の御意見の主な内容	左記御意見に対する検討委員会の考え方
<p>〔児童虐待対策〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の協力など早期発見に努めてほしい。</li> <li>・ 子どもが、安心して相談できる環境づくりを。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校をはじめ育ち学ぶ施設の役割、保護者・地域住民の協力が大変重要。</li> </ul>

<p>【いじめ対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 周りの大人はもっと子どもたちを見て助け、いじめめる者には厳しい指導を。</li> <li>・ いじめ防止教育の時間をつくるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 早期発見が大切であり、各実践主体が、予防・早期発見・迅速かつ適切な対応・再発防止に取り組むこととしている。</li> </ul>
<p>【児童ポルノ対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 京都市独自の処罰を考えられないか。</li> <li>・ 罰則を含めた条例化に期待する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施行後3年を目途に、事態の改善、国・京都府の動向も見極め、本市独自の規制も含めた対応策を継続的に検討することとしている。</li> </ul>
<p>【薬物乱用対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ オーバードーズ(過剰摂取(による自傷行為))対策も盛り込むべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 学校等で薬の適正な使用等を含めた予防教育に取り組まれている。</li> </ul>
<p>【性感染症予防】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先進国で唯一蔓延に歯止めのかかっていないHIV・エイズ感染をキーワードとし入れるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ HIV・エイズ感染は大きな課題であり、性感染症予防の一環として取り組まれるものとする。</li> </ul>

## ② 子どもの健やかな成長を脅かす社会環境の改善(30件)

市民の皆様の御意見の主な内容	左記御意見に対する検討委員会の考え方
<p>【インターネットの不適切利用対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「必要な措置を講じる」とはどのような措置か。</li> <li>・ 規制するだけでなく、子ども自身が自分で判断できる力が必要ではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ インターネット関係事業者等に子どもの成長段階や活用能力に応じたフィルタリングサービスの提供等を求めるもの。</li> <li>・ 情報を活用する力やネット上のモラルの育成等メディアリテラシーの研究・実践に努めるべき。</li> </ul>
<p>【電子・映像メディア依存対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ビデオやゲームの内容を制限すべき。</li> <li>・ 過度の規制はメディア社会についていけなくなる。教育現場での適切な指導を優先すべき。</li> <li>・ 依存対策は偏見であり、日本の技術力を失う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者に対し、製造・販売を規制するものではない。子どもたちが、依存状態に陥らない環境づくりを目指すものである。</li> </ul>

## ※ その他の緊急に取り組むべき実践方策(25件)

市民の皆様の御意見の主な内容	左記御意見に対する検討委員会の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 子どもの貧困、引きこもり、飲酒、喫煙など、他にも問題がある中で、緊急課題として取り上げた項目の根拠は何か。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 近年の社会環境の変化に伴って生じ、官民一体となった早急な対応が求められる緊急課題として取り上げたもの。なお、緊急課題は、今後の状況を勘案し、必要に応じて見直すものとしている。</li> </ul>

## 6 憲章の実践を推進する気運の醸成(36件)

市民の皆様の御意見の主な内容	左記御意見に対する検討委員会の考え方
<b>〔憲章の日・表彰〕</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民の関心と理解を深めるため、憲章の日をどう生かすかが課題。</li> <li>表彰される者に有意義な表彰となるように。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>有意義な取組となるよう推進会議の意見も聴き検討する必要がある。</li> </ul>
<b>〔情報の発信〕</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>憲章が知られていない要因を考えて、十分な周知を。</li> <li>街頭での啓発、メディアも利用した発信を。</li> <li>わかりやすく具体的な取組を含めたPRを。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>多様な方法で憲章の理念の普及・啓発を図る必要がある。</li> </ul>

## 7 憲章の推進体制(12件)

市民の皆様の御意見の主な内容	左記御意見に対する検討委員会の考え方
<b>〔施策の推進体制〕</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>機構改革まで視野に入れることを期待する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政体制は、部局を越えた有効な体制整備を行い、横断的な取組の必要がある。</li> </ul>
<b>〔推進会議〕</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>行政区ごとの企画推進もしてほしい。</li> <li>市民レベルの組織も抜本的見直しを。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>憲章の実践推進を支援する有効な構成となるよう検討の必要がある。</li> </ul>
<b>〔行動指針〕</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>協力した行動が取れる具体的取組・啓発に。</li> <li>きめ細かく、わかりやすくしてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>行動指針は、毎年度、推進会議の意見を聴いて具体的な実践目標・取組として定める。</li> </ul>

## 8 見直し(12件)

市民の皆様の御意見の主な内容	左記御意見に対する検討委員会の考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>条例の継続的検討・見直しは素晴らしい。</li> <li>3年ごとの見直しで時代を反映できる</li> <li>緊急課題は待たなしであり、3年後の見直しでは遅い。</li> <li>罰則や規則は、相当に時間をかけて練る必要がある</li> <li>規制には反対する。行動の一律規制は乱暴であり、行動規制は慎重に考えてほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子どもを取り巻く環境を勘案し、実践行動の推進状況を踏まえて条例を見直すとしている。 緊急課題は、国・京都府の法令の動向も見極め、市独自の規制も含め対応策を継続的に検討する必要がある。 見直しの際には、推進会議にて評価・審議を行うものとする。</li> </ul>

\* 「その他」として52件の様々な意見・感想等をいただいています。